

# ISSUE BRIEF

## 地域通貨の将来像

スイスの地域通貨「WIR」の事例を参考に

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 484(JUN.16.2005)

はじめに

地域通貨とは何か

- 1 地域通貨の基本概念
- 2 地域通貨の発行形式
- 3 地域通貨の普及の背景
- 4 エコマネー

スイスの地域通貨「WIR」

- 1 WIRの概要
- 2 WIR発行の仕組み
- 3 WIRの現状

日本の地域通貨の現状

- 1 地域通貨の最近の動向
- 2 普及に当たっての課題

おわりに

財政金融課

しげた まさみ  
(重田 正美)

調査と情報

第484号

## はじめに

現在開催されている愛・地球博では、EXPOエコマネーという期間限定の地域通貨が導入されている。これは、地球温暖化の原因である温室効果の削減を目的として、地球博に来た一般市民や行政・企業が協力して取り組む実験事業の一環として流通させるものである。地球博の入場券にエコマネーを貯める機能がついており、博覧会の入場者はこれを使って店でレジ袋を断るなどの環境活動を通してエコマネーをため、会場内のエコマネーセンターで環境に配慮した商品と交換することができる<sup>1</sup>。

また、2005年5月28日には、地球博会場で、今後の地域通貨のあり方を考える「地域通貨サミット」が開催され、国内外の10地域が地域通貨の事例を発表し、様々な取り組みが紹介されている。

愛・地球博の例に見るように、現在の日本では、地域通貨への関心が高まっている。本稿では世界の地域通貨のうちでも長い歴史を持つスイスの地域通貨 WIR について、筆者が2003年末に WIR 銀行を訪問した際の現地調査をもとにその概略を紹介し、あわせてわが国の地域通貨の現状と将来像について若干の考察を試みたい。

## 地域通貨とは何か

日本で地域通貨の流通が始まったのは1999年頃<sup>2</sup>である。その後全国各地で地域通貨への関心が高まり、2005年4月現在では、休眠中のものや運用前だが具体化へ向けて準備中のものを含めると、その数は536件に達しているという<sup>3</sup>。地域通貨には目的・運用形態別に様々な種類がある。

### 1 地域通貨の基本概念

地域通貨とは、「ある特定の地域、コミュニティの範囲に限り流通するお金」のことである<sup>4</sup>。研究者などの定義を集約してみると、地域通貨には、国内外を問わず概ね次のような共通の特徴を持っている<sup>5</sup>。

特定の地域内(市町村など)あるいはコミュニティ(商店街、町内会、NPO)などの中においてのみ流通する。

市民ないし市民団体(商店街やNPOなど)により発行される。

無利子またはマイナス利子である。

人と人をつなぎ相互交流を深めるリングとしての役割を持つ。

<sup>1</sup> 愛・地球博のサイト(EXPOエコマネー) < <http://www.expo2005.or.jp/jp/A0/A5/A5.4/> > を参照。

<sup>2</sup> 千葉市の「ピーナッツ」、滋賀県草津市の「おうみ」などが先駆けである。

<sup>3</sup> 地域通貨を網羅するサイト(地域通貨全リスト)による。 < <http://www.cc-pr.net/list/> >

<sup>4</sup> 嵯峨生馬『地域通貨』(生活人新書)NHK出版,2004,p.17.

<sup>5</sup> 西部忠「今こそ「地域通貨」を見直そう」『エコノミスト』80巻45号,2002.10.29,pp.44-47.

価値観やある特定の関心事項を共有し、それを伝えていくメディアとしての側面を持つ。

原則的に法定通貨とは交換できない。

この部分は、円やドルなどの法定通貨とは明らかに異なる「非通貨」としての特性といえる。

地域やコミュニティが、上記に挙げた特徴を生かして独自の通貨を発行し流通させることで、円に変わる新しい価値尺度が生まれ、地域の資源（それは法定通貨では換算できないものかもしれない）を活発にやり取りすることが可能になる。

## 2 地域通貨の発行形式

地域通貨には様々な発行形式があるが、通貨発行の形式を基準として、紙幣形式、記帳形式、手形形式の三種類に分類できる<sup>6</sup>。

紙幣形式は、発行主体となる事務局(通貨発行の中心となる団体、あるいは個人)が独自のデザインやメッセージを印刷した紙幣を発行し、参加者間の取引を通じて流通していくタイプの地域通貨である。通貨発行は、事務局が集中的に行う。記帳形式(口座形式)は、紙幣を発行せず、財やサービスを提供した(売った)時に黒字(プラス)、提供してもらった(買った)時に赤字(マイナス)を記帳していくことで取引を決済していく方式である。この方式では地域通貨の参加者の口座残高や取引が公開されており、通貨の発行主体は個人である。

手形方式(債務証書)は、財やサービスの提供を受けた個人が自ら新たに手形を振り出すか、第三者から受け取った手形に裏書して使うかのいずれかによって取引を行う方式である。通貨発行は、財やサービスの受け手(買い手)が取引額に応じてその場で通貨を発行する「分散発行方式」である。

最近では IC カードを使った方式も見られる。これは公共施設や商店などに端末機を置き、個人が地域通貨の入った IC カードを持ち、財やサービスの取引などの情報を端末機を通してポイント処理していく仕組みである。通貨発行の主体は参加者個人ということになる。IC カードの活用としては、住民基本台帳カード(住基カード)を使った事例(後述)がある。

## 3 地域通貨の普及の背景

近年、地域通貨は日本だけでなく世界的にも広がりを見せている。その理由として、経済的要因と 社会・文化的要因があげられる<sup>7</sup>。

経済的要因

経済のグローバル化によって、従来は地域内で循環していたヒト・モノ・カネなどの

<sup>6</sup> 西部忠『地域通貨を知ろう』(岩波ブックレット)岩波書店,2002,pp.36-43.

<sup>7</sup> 同上,pp.26-33.

富が取り崩されて地域外に流出する事態が世界各地で生じている。その結果、地域における法定通貨の流通が不足し、地域内におカネが回らなくなる。同時に法定通貨を得るための手段、すなわち就業機会の不足による失業の発生により、経済全体が沈滞状態に陥ってしまう。これらの諸問題を解決するための手段の一つとして、地域通貨がある。地域通貨の導入により、自立的な経済循環を形成して地域経済を活性化させ、不況や失業問題を解決へ導く可能性もある。さらに地域通貨は、グローバル化した市場に於ける投機やマネーゲームが引き起こす急激な経済変動の影響を避け、地域経済を部分的に分離して自立的かつ安定的な成長を可能にするためのセーフティネットとしての役割を持つものとしても期待されている。

#### 社会・文化的要因

グローバル化とは、コミュニティや個人の内部にまで、あらゆるモノ・サービスが商品化されていく過程のことでもある。過剰な市場化に伴い、現在では個々人のコミュニケーション能力が衰え、犯罪の増加やモラルの低下が社会問題になっている。地域通貨を使うことで、広大な市場に於ける顔が見えない取引(匿名的關係)や、売り手と買い手の間の上下関係を、一定のコミュニティ内に於ける、顔が見える取引、協同的で対等な関係へと変換する。形としてとらえにくい精神的交流(お礼の気持ち、ボランティア精神など)を地域通貨という形に表すことで、ばらばらに分断された個々人が再びコミュニケーションをとりやすくなるとも考えられる。また、地域通貨を使うことでボランティアなどの市民活動を促進し支援することも期待される。

経済的な効果を期待して地域通貨が導入された事例としては、1930年代の世界大恐慌の下で発行されたオーストリアのヴェルグル(Wörgl)の「労働証明書」や、1980年代に発行が開始されたカナダのLETS(Local Exchange Trading Money、地域内交換交易システム)など、主に欧米の地域通貨が挙げられる。で取りあげるWIRについても、その発行は経済的要因が強かった。現在わが国で発行されている地域通貨は、主に社会・文化的要因に基づき、コミュニティ再生や相互扶助促進のためのツールとして位置づけられ、活用されることが多い。しかし、まったく経済的要因が動機付けにないとは考えにくい<sup>8</sup>。両者は不可分のものであるといえよう。

## 4 エコマネー

日本における地域通貨の一形態として、加藤敏春国際大学グローバルコミュニケーションセンター教授が1997年以降提唱している「エコマネー」がある。エコマネーは、地域通貨の特性のうち、ボランティア機能の側面を強調したものであり、通貨という形態を用いて、介護・福祉、環境、育児の問題などを地域内で解決することを目指し、コ

---

<sup>8</sup> 例えば2000年に発行が開始された東京都練馬区の「ガウ」は、商店街とボランティア活動の活性化を目指して導入された。通常地域通貨は法定通貨と交換ができないが、「ガウ」は経済活性化に重点を置いたために完全に円と交換できる仕組みになっている。換算は100ガウ=100円である。円の裏づけがあることで、信用力が増し、現在では個人や店で問題なく受け取ってもらえるという。(『百花繚乱の地域通貨』『日経グローバル』19巻,2005.1.3,pp.26-27.)

コミュニティの再生を図るというものである<sup>9</sup>。

エコマネー参加者は最初に自分の「できること」と「してほしいこと」を登録する。それを元にNPOなどの事務局がリストを作成する。同時に参加者はエコマネー紙幣を受け取り、事務局が作ったリストをもとに、エコマネーを使ってサービスのやり取りを行っていく。エコマネーを介することで、近隣の助け合いや交流を深めていくことができる<sup>10</sup>。エコマネーは原則としてサービスとして既に商品化されているものの購入には利用できない。

日本の地域通貨にはエコマネーの形式をとるものが多く、代表的なものとしては、北海道栗山町の「クリン」、兵庫県宝塚市の「ZUKA」などが挙げられる。また、本稿の冒頭で取り上げたとおり、愛・地球博でも EXPO エコマネーが発行されている。

## スイスの地域通貨「WIR<sup>11</sup>」

地域通貨は世界の様々な地域で流通しているが、もともとは 1930 年代のヨーロッパで創出されたものである。それは、アルゼンチンで活躍したドイツの経済思想家シルビオ・ゲゼル (Silvio Gesell 1862-1930) によって提唱されたもので、時間の経過とともに価値が減っていく貨幣 = 減価する貨幣、という考え方に基づいていた<sup>12</sup>。減価する貨幣は、ある一定期間が過ぎるとその価値が額面に記載されている価格より減ってしまうため、人々はその貨幣を貯めることなく消費に回し、結果として経済活性化に役立つと考えられた。この考え方は、現在の地域通貨にも活かされている。彼の思想に基づき、ドイツやオーストリアでは不況にあえぐ地域で実際に地域通貨が発行され、一定の成果を上げた<sup>13</sup>。これらの通貨は、その後の経済情勢の回復に伴い、国によって発行を停止されたが、本節で取り上げるスイスの地域通貨WIRはスイス政府から合法と判断され、現在に至るまで発行されている<sup>14</sup>。

### 1 WIR の概要

WIRは同名の経済協同組合 (Kreditgenossenschaft) が発行する地域通貨として、1934年に流通が始まったものである<sup>15</sup>。経済協同組合は、同年 10 月、ツィンマーマン (Werter

<sup>9</sup> 加藤敏春「エコマネーは「地域発」脱デフレの妙手」『エコノミスト』81 巻 2 号,2003.1.7,pp.34-36.

<sup>10</sup> 嵯峨,前掲書,pp.48-51.

<sup>11</sup> WIRという名称について、しばしばドイツ語で「私たちの」という意味である、という説明をされることが多いが、実際は「経済 (Wirtschafts)」の略であるという。2003 年 12 月のWIR銀行訪問の際の説明による。

<sup>12</sup> 室田武『地域・並行通貨の経済学』東洋経済新報社,2004,pp.32-36.このようなゲゼルの思想は自由貨幣論とも言われる。

<sup>13</sup> オーストリアのヴェルクル (Wörgl)、ドイツのヴェーラ (Wära) など。

<sup>14</sup> 本節の概要は 2003 年 12 月の筆者によるWIR銀行訪問の際のインタビュー、資料収集によくよっている。

<sup>15</sup> 当時のスイスは 1929 年にアメリカで端を発した世界大恐慌の余波を受けて、他の欧州諸国と同様に不況の中にあった。

Zimmermann) とエンツ(Paul Enz)の二人によって中小企業のための互助組織としてチューリッヒで設立された<sup>16</sup>。同組合は 1936 年に銀行免許を取得し、スイスの銀行法に基づく金融機関となった。1998 年にはそれまでのWIR経済協同組合という名称から、WIR銀行と名称を変更した。現在ではバーゼルに本店機能を置き、6 つの支店<sup>17</sup>を有している。2003 年末には 8.2 億スイスフラン(約 730 億円)相当のWIRを発行している<sup>18</sup>。従業員は 2005 年現在で 200 人である<sup>19</sup>。

## 2 WIR 発行の仕組み

WIR銀行は、前述のとおり銀行法に基づく金融機関であり、通常の金融機関と同様スイスフランを通じた銀行業務を行っている<sup>20</sup>。例えば、2001 年以降であるが、WIR銀行ではスイスフラン建てでの個人預金も受け付けている<sup>21</sup>。

他方、地域通貨であるWIRの発行、管理を行っている点は通常の金融機関と異なる。WIRの発行がスイス政府に認められた背景には、スイスが連邦国家であり、それぞれの地域の自主性を重んじるという環境があったことに加えて、WIR銀行が地域通貨による融資制度を確立していたことが大きい。WIRと同時期に発行された他の地域通貨が法定通貨の代替手段として一時しのぎの道具となっていたのに対して、WIR銀行の場合、資金繰りが難しい中小企業に法定通貨ではなく地域通貨を貸し出し、それを中小企業間で相互に流通させることで支援してきた<sup>22</sup>。WIRの発行の仕組みは発足当初と現在も基本的には変わっていない。WIRは法定通貨であるスイスフランと交換することは出来ないが、1WIRは 1 スイスフラン(約 90 円)と等価である。

WIR は会員制の通貨であり、スイス国内の 6 万以上の中小企業が会員となっている。会員となるための審査はかなり厳しく、「中小企業の経営者であること」「過去 3 年間に破産しなかったこと」「スイス国内に経営の基盤をおいていること(経営者自身の国籍は問わない)」などの条件がある。会員になるには入会金は要らないが、一口座毎に口座維持手数料として年間 48 スイスフランかかる。WIR 会員のうち 2 万社近くは建築や配管など建設関係者が多いことから、まとまった資金を必要とする店舗改装などの設備投資の際には WIR の使い勝手が良いという。

実際にWIR会員である企業(レストラン、ホテルなど)の声を聞いてみると、レストランでは設備のメンテナンスを頼むときに、電気や空調関係などの企業にWIRで支払い

---

<sup>16</sup> WIR発足の経緯については以下の資料による。Tobias Studer, *WIR in UNSERER VOLKSWIRTSCHAFT*, Basel: WIR Bank, 1998.

<sup>17</sup> ベルン、ルツェルン、サンクトガレン、ルガーノ、ローザンヌ、チューリッヒ。

<sup>18</sup> WIR BANKのホームページ, Geschäftsbericht 2003. より。

<<http://www.wir.ch/index.cfm?CBD9201A3DBB11D6B9950001020761E5>>

<sup>19</sup> WIR BANKのホームページ<<http://www.wir.ch/>>による。

<sup>20</sup> 2003 年末には 1.85 億スイスフラン(約 165 億円)の業務利益があった。(ibid., *WIR BANK*.)

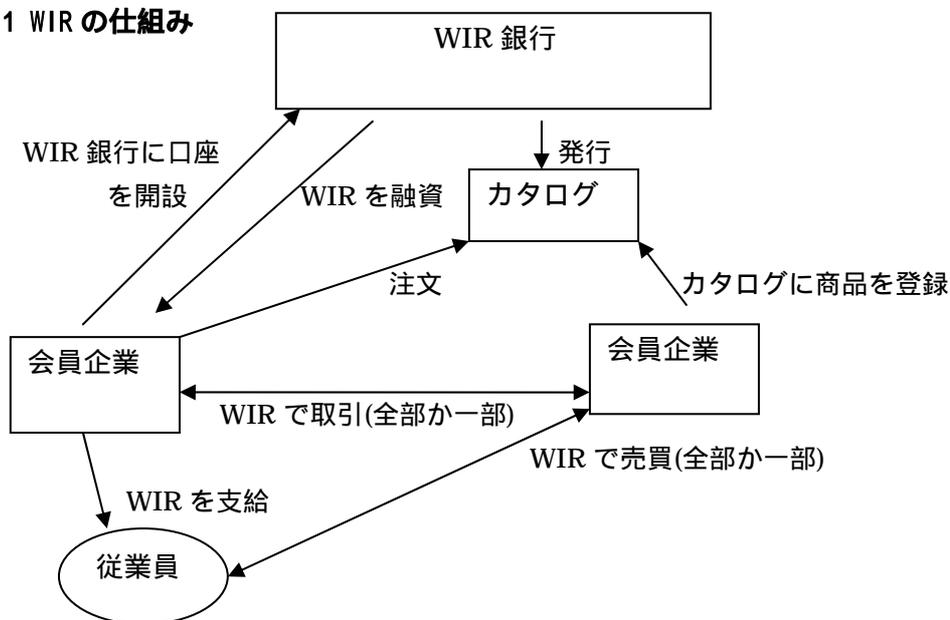
<sup>21</sup> 2003 年時点では利率は 2.5%、2005 年 5 月現在では 1.5%の利率であるが、現在でも他行に比べれば高金利である。

<[http://www.wir.ch/index.cfm?DC86BF333C1811D6B9950001020761E5&o\\_lang\\_id=1](http://www.wir.ch/index.cfm?DC86BF333C1811D6B9950001020761E5&o_lang_id=1)>

<sup>22</sup> 嵯峨, 前掲書, p.71.

をしているという。逆に彼らが客としてレストランに来るときには、代金の一部をWIRで受け取っている。通常は上限 50%までをWIRで受け入れているが、クリスマス期間など特別な時期には 100%WIRで支払いを受け入れることもある<sup>23</sup>。

図 1 WIR の仕組み



WIR 銀行資料(WIR 銀行ホームページ、*Wissenswertes und mehr*,2003 )より筆者作成

図 1 にWIRの仕組みを示した。WIRは発足当初より紙幣はなく、決済は小切手やカードで行われている。WIRを利用する場合には、通常はスイスフランと併用して行う。WIRによる融資はスイスフラン建て(3.25%程度)と比べて低利率(1%程度)である<sup>24</sup>。WIRを融資された会員企業はそれを使って会員企業と取引を行う。会員企業間での取引でWIRを使用する場合、その取引の決済手数料は0.8%程度である。さらに会員企業は、他の会員企業の商品をWIR銀行が発行しているカタログから注文することが出来る。カタログにはその商品に何割までWIRが使用できるかの表示がある<sup>25</sup>。

### 3 WIR の現状

近年スイス経済は厳しい環境にあり<sup>26</sup>、その影響はWIR銀行の会員企業にも及んでいる。2003年には会員企業の倒産は前年(483件)より減少したとはいえ、446件の倒産に

<sup>23</sup> 但しこれらの会員企業もメインバンクはWIR銀行ではなく複数の金融機関を利用している。

<sup>24</sup> 2004年9月にスイス国立銀行(中央銀行)は政策金利誘導目標幅の下限を0.25%に引き上げ、それまで一年半続けてきた「ゼロ金利」政策を解除した(『日経金融新聞』2005.4.14.)。

<sup>25</sup> 多くの商品は10 - 50%の比率までWIRを使って購入することができる。

<sup>26</sup> スイス経済は2001年以降成長を続けた。2001年の対前年実質GDP成長率は1.0%、2002年0.3%、2003年はマイナス0.4%にまで落ち込んだ。2004年は1.6%と回復した。スイス国立銀行は2005年の成長率を1.5%と予想している。

(Swiss National Bank, Statistisches Monatsheft, 2005.5.)

上った。しかし、2004年以降、経済は回復基調にあり、5,560万スイスフラン相当の新規のWIR融資が増加した。

WIR会員のうち3分の1は休眠状態に近い。このような会員に対しては、「目を覚まさせるために」ある一定期間まったくWIRを利用していない場合に80スイスフランの手数料を徴収することになっている<sup>27</sup>。地域通貨のやり取りでは、一方的にその通貨がたまってしまい、使い勝手に困ることがあるが、WIRでも同様の事態は生じているようである。その場合、WIR銀行はWIRがたまって困っている会員に対してアドバイスを行うこともあるという。

なおWIR発行については、それ自体を規定している法律はない。前項で見たように、WIRは会員企業間で法定通貨と同様に流通している。一金融機関が法定通貨に準ずるものを発行することについては、1980年代にスイスの監督当局で問題になった。そのときにはスイス国立銀行と協議の結果、WIRの発行額がスイスの経済規模に占める割合はわずかである<sup>28</sup>ことからそのままの状態を保てることになった。

## 日本の地域通貨の現状

前述のように、WIRは長い歴史を持ち、中小企業の間で循環する仕組みができあがっている。これらの仕組みを、経済規模が大きく連邦制がとられていない日本の地域にそのまま導入することは難しいだろう。しかし最近では、政府や自治体が地域通貨の導入を支援する事例なども見受けられる。

### 1 地域通貨の最近の動向

わが国でもいまだに厳しい環境下にある地方経済の活性化の一手段として、地域通貨の導入を提唱する動きがある<sup>29</sup>。

地域通貨の導入には、いくつかの省庁がそれぞれ支援策を示している。経済産業省は2002年に全国5ヶ所で地域通貨の実験を始めた。これは地域通貨を特定の地域に流通させることで地域経済の振興に役立てることを目的としている<sup>30</sup>。総務省は2004年度から地域通貨を導入する自治体やNPOへの支援を検討し始め<sup>31</sup>、自治体への経費補助のほかに、住民基本台帳ネットワークを利用した地域通貨のシステムを開発するとした。これは住民基本台帳カード(住基カード)の持つIC機能を地域通貨として利用しようとするものである。利用者がボランティア活動を行ったり、サービスを受けたりしたことによって生じる地域通貨のポイントの増減を住基カードに記録し、ポイントの管理を行い

<sup>27</sup> WIR銀行でのインタビューに基づく。但し個人預金者に対しては、WIRでの貸付等を行っていない。

<sup>28</sup> 2002年の発行額(7.5億WIR=スイスフラン)はスイスのGDPの0.8%程度。

<sup>29</sup> 例えば財団法人社会経済生産性本部は、特定の地域だけで使える地域通貨を活用するデフレ対策提言を2002年7月にまとめている。('地域通貨でデフレ克服'『日本経済新聞』2002.7.19.)

<sup>30</sup> 「全国5ヶ所で地域通貨実験」『日本経済新聞』2002.9.4.

<sup>31</sup> 「「地域通貨」導入後押し 総務省来年度」『朝日新聞』2003.8.10.

易くすることで、地域通貨の発行を促進していくというものである<sup>32</sup>。

## 2 普及に当たっての課題

### (1) 法律上の問題点

地域通貨の流通が広がっていくと、法律的な問題が生じる。例えば北海道留辺蕊町では、町が発行する地域商品券を地域通貨に格上げすることを検討した。このときに問題となった法律が「紙幣類似証券取締法」である。同法は紙幣に似た証券の流通を禁じるものであり、地域通貨がその「証券」に当たるのではないかと考えられた。しかし、2003年3月に財務省は留辺蕊町の申請に対し、「複数回流通は業者間に限る」との条件付で町の要望を認めた<sup>33</sup>。

この法律のほかに地域通貨の発行と流通の拡大に伴って問題となる法律としては、「前払式証票の規制等に関する法律」(プリペイドカード法)、「消費税法」がある<sup>34</sup>。

プリペイドカード法は、前払式証票(プリペイドカード)の発行にあたって、運営形態ごとに、必要な届出や認可について定めている。現金を前払いして地域通貨を購入したり、地域通貨が記された証票(ICカードや紙幣など)が発行されたりする場合に、同法の規制対象となる可能性がある。しかし、現金に対して地域通貨が発行される場合でも、地域通貨を受け取った商店などがそれを円に換金することができず、地域通貨として循環させるしかない場合には、同法の規制対象外であると考えられる。最近では、金融庁が地域通貨の発行促進を目的として同法の規制緩和に乗り出している。同法では、有効期限が半年以上の地域通貨を発行する場合には、最低資本金として1000万円以上必要である。金融庁はこの資本金規制を、政府が構造改革特区に認定した大阪府寝屋川市と北九州市で撤廃した。その特区を検証した上で、緩和措置や地域の拡大を検討している<sup>35</sup>。

消費税法については、地域通貨を使った取引が経済的取引である場合に、その取引に対して消費税がかかるが、それ以外に地域通貨の発行等の取引について消費税が課されるのかが問題となる。地域通貨が支払い手段としてのみ流通している場合は非課税とすべき、という意見<sup>36</sup>もあるが、この問題に関しては、日本国内ではまだ十分に議論されておらず、政府としての見解も明確には示されていない。地域通貨が課税対象となるのは、その地域通貨に何らかの資産価値があると認められた証拠でもあるが、今後も慎重に検討していくべき事項であるといえる<sup>37</sup>。

上記のほかには、法定通貨と類似の作用を有する地域通貨を発行することが刑法第

<sup>32</sup> 「住基カード、地域通貨に」『日本経済新聞』2004.3.16,夕刊。実際に住基カードを利用している事例としては、千葉県市川市、福岡県北九州市、熊本県小国町がある。

<sup>33</sup> 「北海道留辺蕊町 地域通貨の挑戦」『毎日新聞』2003.4.22.;「地域通貨の夢 財務省支配に風穴」『東京新聞』2003.5.1.

<sup>34</sup> 以下の法律問題に関しては、加藤敏春「地域通貨導入に伴う法律問題(1)(2)」『月刊消費者信用』20巻8号,10号,2002.8,10,pp.58-61,pp.42-46.を参照した。

<sup>35</sup> 「地域通貨の発行規制緩和」『日本経済新聞』2004.10.5.

<sup>36</sup> 加藤,前掲論文,2002.10,pp.44-45.

<sup>37</sup> 嵯峨,前掲書,pp.188-192.

148条の通貨偽造罪に該当したり、通貨及び証券模造取締法に抵触したりするのではないかと、という指摘がある。また、地域通貨を発行する際に発行者がそれに見合うだけの資金を利用者から受け取った場合、出資法で禁じている「預かり金」に該当するのではないかと、銀行法上、銀行が地域通貨の発行主体として関連業務を行えるのかなど、地域通貨発行に際しては、法律上留意すべき点がある。

## (2) その他の問題点

すでに地域通貨を導入している地域・コミュニティでは、実際に成果を上げている事例も多い。しかし、地域通貨の普及が急速に広まった現在では様々な課題も生じてきている。

現在の日本は地域通貨の発行が一種のブームになってしまい、失業対策も商店街などのコミュニティ再生も同時にできる「魔法の杖」のように捉えてしまいがちである。これは特に経済悪化に伴い財政難に苦しむ自治体にその傾向が強い<sup>38</sup>。また、地域通貨の発行に際しては、中心となるグループやNPOなどが無償で発行を企画する機会が多いため、管理負担が大きくなりがちである。さらには、導入当初は一時的に利用する人数が増え、ブームが過ぎると仲間内だけでしか使われなくなり、利用者数が頭打ちになることがある。地域通貨を浸透させていくためには、その導入の目的をはっきりさせることが必要である<sup>39</sup>。

## おわりに

地域通貨は世界中で広がりを見せているが、その目的は一様ではない。WIR銀行の事例で見たように、欧州では主に経済活性化を目的として、地域の共同体やNPOの中から地域通貨の運用が始まった。一方わが国では、愛・地球博での取り組みや住基カードの活用のように、最近では政府や自治体などの行政サイドが積極的に支援や規制緩和を行い、その流通を促進させている事例が多い。この状況は地域通貨の普及の一助にはなるが、一方で、これまで自由な発想で立ち上がってきた地域通貨システムが、国の指導を受けて標準化され、規格から外れたものは排除されるという可能性も有している<sup>40</sup>。国と自治体が主導する地域通貨は、市民や商店街などの地域団体の協力関係が重要になる。もしくは国や自治体は設立経費の補助や法制度上のアドバイスを行うなどのサポート役に徹し、その運営は地域団体などに任せようが地域通貨の効用を最大限に活かせるのではないだろうか。地域通貨はもともと決まった運用形態があるわけではない。だからこそ日本の地域社会の個別の事情に最適な形で流通させることで本来の目的を達成することができると思われる。

また、WIR銀行の事例は、わが国の地域金融機関の将来的なあり方として参考になるのではないだろうか。わが国を含めた世界経済はますますグローバル化していくだろう。

<sup>38</sup> 「導入相次ぐ「エコマネー」で何が変わるのか」岡田豊『みずほリサーチ』9号,2002.12,pp.8-9.

<sup>39</sup> 「地域通貨 浸透せず」『日本経済新聞』2002.1.21.

<sup>40</sup> 丸山真人「地域通貨と地域経済の再生」『かんぽ資金』294号,2002.11,pp.14-15.

このままでは、地域経済はますます疲弊していくかもしれない。しかし、地域の様々な資源を地域内で循環させて地域経済を活性化させようと考えるとき、地域通貨の役割は注目すべきものがある。さらに地域金融機関が、地域通貨の運営主体となるなど、従来とは異なる新たな役割を担い、新たなビジネスモデルを構築する可能性も考えられる。このように地域通貨は様々な可能性を有している。今後の動向を注視していく必要がある。